

物設
棄施
廃処

定期検査で指針

環境省が
都道府県に
不適合なら是正も

今年度から施行されて
いる改正廃棄物処理法

で、廃棄物処理施設の定
期検査制度が創設された
ことを踏まえ、環境省は
このほど、都道府県や政
令市が定期検査を実施す
る際の具体的な検査方法
などをまとめた「廃棄物
処理施設の定期検査ガイ
ドライン」を作成し、自治
体に示した。検査前後の
措置の流れや構造基準に
適合しているか否かの確
認方法などが主な柱で、
通知を受けた各自治体は
これを参考に、詳細な
検査方法の検討に入っ
た。同制度については、
どのような検査がなされ
るのかこれまで不明な部
分が多く、国の姿勢に産
業廃棄物処理業界などが
注目が集まっていた。

藤吉秀昭日本環境衛生
センター常務理事を委員

長とする策定検討会で、
1～3月に議論した結果を
踏まえ策定した。それに
よると、定期検査は書類
検査、ヒアリング検査、
目視等検査などからな
り、構造基準の適合性を
問われる。不適合と判断
された場合、行政指導や
行政処分などにつながる
ことになる。

検査の実施例として
は、施設全体の処理フロ
ーシートや各項目の検査
内容を参考とするなども
に、構造基準を満たして
いるかどうかを確認する
ため、設置許可時の許可
条件や施設の日常的な管
理状況などを確認するこ
とも重要だとしている。

検査の際に維持管理基準
などを確認する必要が生
じた場合には、検査後に
別途報告徴収や立ち入り
検査を実施し、必要に応

じて行政指導することと
している。

ガイドラインには、施
設の種類ごとに設備と検
査内容を一覧にした
「定期検査票」のサン
プルも付随しており、産
業廃棄物焼却施設につ
いては、例えば燃焼設備の燃
焼ガス温度の項目では、
温度測定記録チャートや
検査当日の目視確認で、
おおむね800℃以上の
確認ができたか否かをそ
れぞれチェックシート上
に記録するなどし、項目
ごとに適合を明確にして
いく仕掛けになっている。

ある県の担当者は「ガ
イドラインを受け、県内
での実施体制や手順など
の本格的な検討に入っ
た。近く詳細を明らかに
できるだろう」と話して
いる。